平成２５年（フ）第１９６２号
横浜市港南区野庭町635番地　野庭住宅７棟209号
破産者　鍬塚　　孝
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４６７号
金沢市泉野町１丁目17番18号　ホワイトコテージⅡ201号、住民票上の住所金沢市泉野町２丁目３番11号
破産者　松下　邦枝
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４８３号
静岡市駿河区広野６丁目16番12―２Ａ号、旧住所静岡市駿河区用宗５丁目15番３号
破産者　竹下　　茂
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４８４号
静岡市駿河区広野６丁目16番12―２Ａ号、旧住所静岡市駿河区用宗５丁目15番３号
破産者　竹下富士夫
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４９号
愛知県豊橋市西小鷹野４丁目５番地５　201、開始決定時の住所愛知県豊橋市牛川通２丁目３番地５　101
破産者　横地　直行
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１号
愛知県豊橋市東幸町字大山17番地の15
破産者　小林　敏廣
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１６１号
滋賀県彦根市京町２丁目４番40―202号
破産者　若林　勇子
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第５３５号
長崎県佐世保市光月町１番９号　フルハウス光月501号、開始決定時の住所大分市東春日町９番５号
破産者　長田　　節
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１１０号
鹿児島県姶良市加治木町木田5348番地469
破産者　山元　耕造
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第５号
栃木県足利市島田町514番地２
破産者　木村　茂樹
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第１１５号
札幌市厚別区厚別西２条１丁目５番18号　スクーデリア518―201号
破産者　美勢　征子
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３８号
札幌市西区山の手１条６丁目２番15―802号
破産者　高橋　希典
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７９７号
仙台市青葉区北山２丁目９番27号
破産者　秋山　賢美
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１４５号
茨城県日立市田尻町５丁目１番４―302号
破産者　滝川とし子
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１０２８号
埼玉県北本市栄７番地　１―９―305
破産者　武内　宏之
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２８１号
埼玉県川口市青木４丁目16番７号　鈴木荘１号
破産者　高橋　奈巳
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４８９号
埼玉県鴻巣市吹上富士見４丁目４番９号　第三奥貫ハイツ106号
破産者　高橋　英靖
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５０６号
さいたま市見沼区大字御蔵1418番地１　ロイヤルヒルズＡ棟106号
破産者　植村　　誠
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２２６号
長野市大字安茂里2160番地19　宮島第一コーポ１階西側
破産者　加藤　里美
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係